

鳥取県公害審査委員候補者を募集します！

公害紛争の迅速・適切な解決を図るため、司法的解決とは別に公害紛争処理法(昭和45年6月1日法律第108号)に基づき公害紛争処理制度が設けられています。公害紛争を処理する機関としては、国に公害等調整委員会が、都道府県に公害審査会または公害審査委員候補者が設置されており、鳥取県では、公害紛争処理法第18条に基づき、鳥取県公害審査委員候補者を委嘱し、公害審査委員候補者名簿を作成しています。

公害に係る被害について損害賠償に関する紛争、その他の民事上の紛争が生じた場合、当事者は知事に対し、あつせん、調停及び仲裁の申請を行うことができ、申請に応じて知事は公害審査委員候補者(定数:9人から15人)から3名以内を委員として指名します。この指名を受けた委員が実際の紛争の解決にあたります。

(参考 :とりネット 公害紛争処理制度 <http://www.pref.tottori.lg.jp/17889.htm>)

この度、現委員候補者の任期満了に伴い、鳥取県公害審査委員候補者を募集しますので、是非ご応募ください。

- ◆ 募集人数 1名
- ◆ 応募資格 鳥取県民の方で、次のすべての要件を満たすこと
 - ①あつせん、調停及び仲裁を行うために必要な社会経験を有し、積極的に意見をいただけること
 - ②県内在住であること
 - ③応募時点で鳥取県の設置する他の附属機関の委員に就任していないこと
 - ④あつせん、調停及び仲裁に関する委員会、期日等に参加できること
 - ⑤鳥取県暴力団排除条例(平成23年鳥取県条例第3号)に規定する暴力団員等でないこと
 - ⑥県議会議員及び県職員でないこと
 - ⑦破産者で復権を得ないものでないこと
 - ⑧禁固以上の刑に処された者でないこと
- ◆ 募集期間 平成30年10月11日(木)～10月25日(木) ※最終日は午後5時15分必着とします
- ◆ 応募方法
 - ①応募書類の作成
 - ア 裏面の応募用紙に必要事項を記入してください
※「公害に関するあつせん、調停及び仲裁を行う委員としての社会経験を有することを示す事項」には以下の例を参考に記入してください。
例: 職歴、研究歴、学位取得状況、関係国家資格等の取得状況 など
 - イ 応募動機(自己の公害紛争解決にあたる委員としての適格性など)を任意様式で作成し、提出してください(1000字程度)。
 - ②提出方法
郵送、ファクシミリ、メール、直接持参(いずれも募集期間内必着。)
- ◆ 応募書類提出先
鳥取県生活環境部環境立県推進課 〒680-8570(所在地の記載は不要です)
電話: 0857-26-7876 / ファクシミリ: 0857-26-8194
E-mail: kankyurikken@pref.tottori.lg.jp
- ◆ 選考方法 応募書類を審査の上、決定します。(別途面接による選考を行う場合があります)
- ◆ 選考結果の通知 応募された方全員に、郵送によりお知らせします。
- ◆ その他
 - ・ 応募書類は返却いたしません。
 - ・ 応募に際して提出された書類は県民委員の決定のみに使用し、それ以外の目的では使用しません。

鳥取県公害審査委員候補者

- ◇ 役割 知事が指名するあつせん、調停及び仲裁委員の候補者として、委員候補者名簿に登載される
※申請の状況により任期中に委員に指名されないことがあります(近年の指名:平成11年、平成24年)
- ◇ 任期 発令日(平成30年11月頃を予定)から1年間
- ◇ 構成 9～15名(専門分野:法律、公衆衛生、臨床その他医学、産業技術、その他専門的学識、社会経験)
- ◇ 氏名等の公表 委員候補者に就任された場合は、氏名等が公表されます

■委員に指名された場合

- ◇ 役割 あつせん、調停又は仲裁に係る委員会、期日等に出席し、紛争の解決にあたる
- ◇ 任期 発令日から紛争が終結するまで(近年の事例:1年～3年)
- ◇ 委員会等
 - ① 開催回数 公害紛争に係る申請等に応じて開催
 - ② 開催の時間帯 1時間から3時間程度(申請内容により異なります)
 - ③ 開催場所 鳥取市内を予定しています
- ◇ 委員報酬 委員に指名され、委員会等に出席いただいた際は、県の規定により報酬、交通費を支給します

【問合せ先】

鳥取県生活環境部環境立県推進課

電話:0857-26-7876 ファクシミリ:0857-26-8194

鳥取県公害審査委員候補者の応募用紙

住 所	〒 ー		
(ふりがな)		職業又は勤務先等 (任意)	
氏 名	-----		
生 年 月 日	西暦	年 月 日 (歳)	
電 話 番 号			

※必ず勤務先等の了解を得た上で応募してください。

●公害に関するあっせん、調停及び仲裁を行う委員としての社会経験を有することを示す事項

職歴、研究歴、学位取得状況、資格取得状況等を記入してください。

職歴、研究歴、資格取得等の別	内 容 (所属機関の名称、研究テーマ、資格の名称等)	時期、期間等

※欄が不足する場合は、「別紙の通り」と記載し、任意様式で作成してください。

※記載事項に関連して、資格証明書の写し、提出した研究論文の写し等を必要に応じて添付してください。

●応募動機及び自己の社会経験に基づく公害に関するあっせん、調停及び仲裁を行う委員としての適格性について

任意様式で作成し、添付 (1000 字程度) してください。

【応募資格の確認】(以下に当てはまることを確認し、チェックボックスに☑を記入してください)

- 応募時点で鳥取県が設置する他の附属機関の委員に就任していない
- あっせん、調停及び仲裁に関する委員会、期日等に参加できる
- 鳥取県暴力団排除条例 (平成 23 年鳥取県条例第 3 号) に規定する暴力団員等でない
- 県議会議員及び県職員でない
- 破産者で復権を得ないものでない
- 禁固以上の刑に処されたものでない